

# 東大宮5丁目地区防災計画

(身近な地域の防災拠点マニュアル)



東大宮5丁目自主防災本部

# 挨拶

平成30年9月、私達の地区防災計画を作成しました。災害に対応できる防災拠点を早急に立ち上げ、甚大な被害を最小限にするためのガイドラインであり、自助・共助による短期の支援体制を確保する行動マニュアルである。

個人の力では限りがあります。身近な者同士が協力し、助け合うことが重要です。過去の重大災害から助かった人々の大半は、住民同士の自助・共助の結果救われた事実が明らかです。

- ① 自分で対応する自助
- ② 知人・近隣と協力し助けあう共助
- ③ 行政などの公機関の公助

が必要で安全安心な町づくりのため、これらが機能するように平素から地域防災力を高めて、地域コミュニティを維持・活性化して即応体制の確率及び資機材の充実と非常食等備蓄品の確保補充など推進する地区防災の必要性が叫ばれているのです。これからも訓練を重ね、いざという時の災害に備えましょう。

自治会の理想は、共助の精神「1人は皆のため、皆は1人のために」です。これからも安心、安全なまちづくりを目指して活動をしていきましょう。

平成31年2月吉日

東大宮5丁目自治会  
会長 **山崎 保**



# 目次

<b>I 地区防災計画【基本編】</b> .....	4
1 大地震に対する活動の基本	
2 自主防災本部と名称	
3 身近な地域の防災拠点の指定	
4 防災計画の推進(推進項目・啓発活動) .....	5
<b>II 活動体制</b>	
1 地区防災拠点設置図【身近な地域の防災拠点】 .....	6
2 震災時組織体制 .....	7
3 役割任務分掌 .....	8
4 各避難所運営編成 .....	9
5 災害時、平常時の役割 .....	10
<b>III 大地震時の活動【行動編】</b>	
1 大地震時の活動フローチャート1 .....	11
2 大地震時の活動フローチャート2 .....	12
<b>IV 発災期の活動【地震が発生したときの行動】</b> .....	13
1 家庭の活動	
(1) 地震発生時の行動パターン .....	14
(2) 災害時の安否確認方法 .....	16
(3) 各班の活動 .....	17
(4) 地区対策本部の活動 .....	18
(5) 要支援者誘導活動の流れ .....	19
2 各避難所への避難 .....	20
(1) 指定避難所への避難	
(2) 広域避難所への避難	
(3) 避難ルートについて	
① 避難路マップ1(東大宮5丁目地区避難所・指定避難所・危険箇所) .....	21
② 避難路マップ2(近隣各種避難所表記) .....	22
3 指定避難所(島小)の開設 .....	23
4 被災生活期の活動 .....	24
<b>V 復旧期の活動</b> .....	24
<b>VI 日頃の備え【安全対策】</b>	
1 住まいの点検	
・家の中や周囲の安全対策のポイント .....	25
・家の周囲の安全対策のポイント .....	26
2 非常持出品チェックリスト .....	27
<b>VII 関連法規など(参考)</b>	
・災害対策基本法第42条	
・さいたま市地域防災計画	
・東大宮5丁目自治会会則	
・東大宮5丁目自主防災規則	

# I 地区防災計画 【 基本編 】

## 1 大地震に対する活動の基本

計画は(電気、電話、水道、ガスなど)ライフラインの停止を前提とし、以下4つを基本とした活動を行います。

- ・ 震度5弱以上の地震が発生した場合、対策本部を設置します。
- ・ 自助(自分、家族で守る)を基本とします。
- ・ 区、班、隣人の共助(お互いの助け合い)による活動を行います。
- ・ 自治会自主防災組織及び家族は、大地震に備えた活動を行います。  
さいたま市災害対策本部設置基準に合わせ避難場所運営委員会との連携による活動を行います。

## 2 自主防災本部と名称

東大宮5丁目自治会に災害対応するための自主防災組織を立ち上げる。  
組織名を「東大宮5丁目自主防災本部」とする。

## 3 身近な地域の防災拠点の指定

東大宮5丁目自治会館を、さいたま市が推進する防災計画により指定避難場所を補完する地域の避難場所として、平成27年さいたま市から「身近な地域の防災拠点」として活動する避難場所に指定されました。



## 4 地区防災対策計画の推進

東大宮5丁目自主防災本部は、地区防災計画を作成し、防災訓練の実施、備蓄資機材の整備・補充・点検及び防災意識啓発活動を事業として推進する。

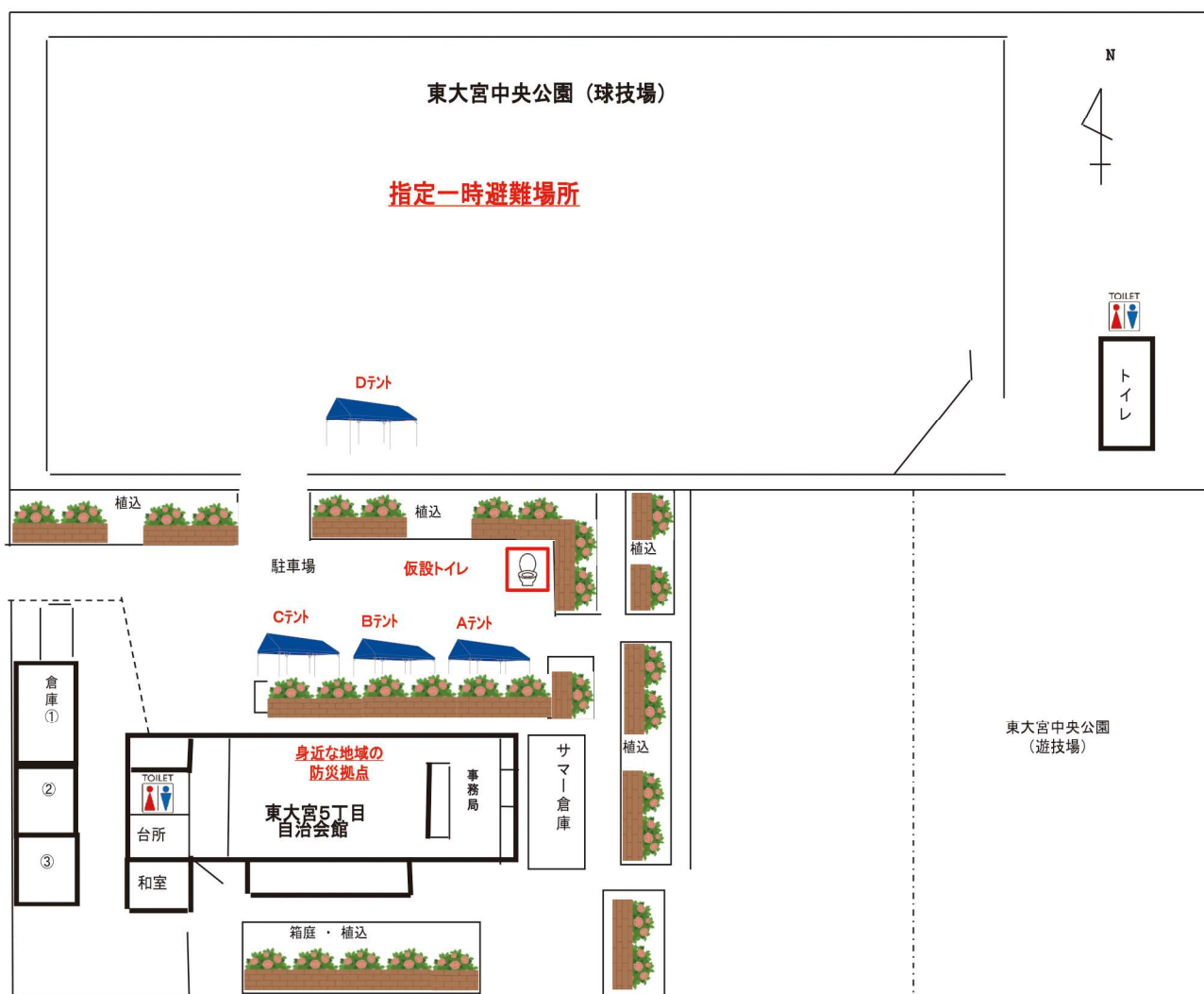
### (1) 推進項目

- ① 災害発生時の対応組織編制に関すること
- ② 役割分掌に関すること
- ③ 非常食・資機材等災害対応備品に関すること
- ④ 防災訓練に関すること
- ⑤ 外部講習・会議出席に関すること
- ⑥ 資機材の整備点検と補充に関すること
- ⑦ 行政との連絡及び他の自主防災組織との連携に関すること
- ⑧ 病院・企業・商店など外郭団体との連携に関すること
- ⑨ 防災リーダー育成に関すること
- ⑩ 要支援対応に関すること
- ⑪ その他、防災に関する事項

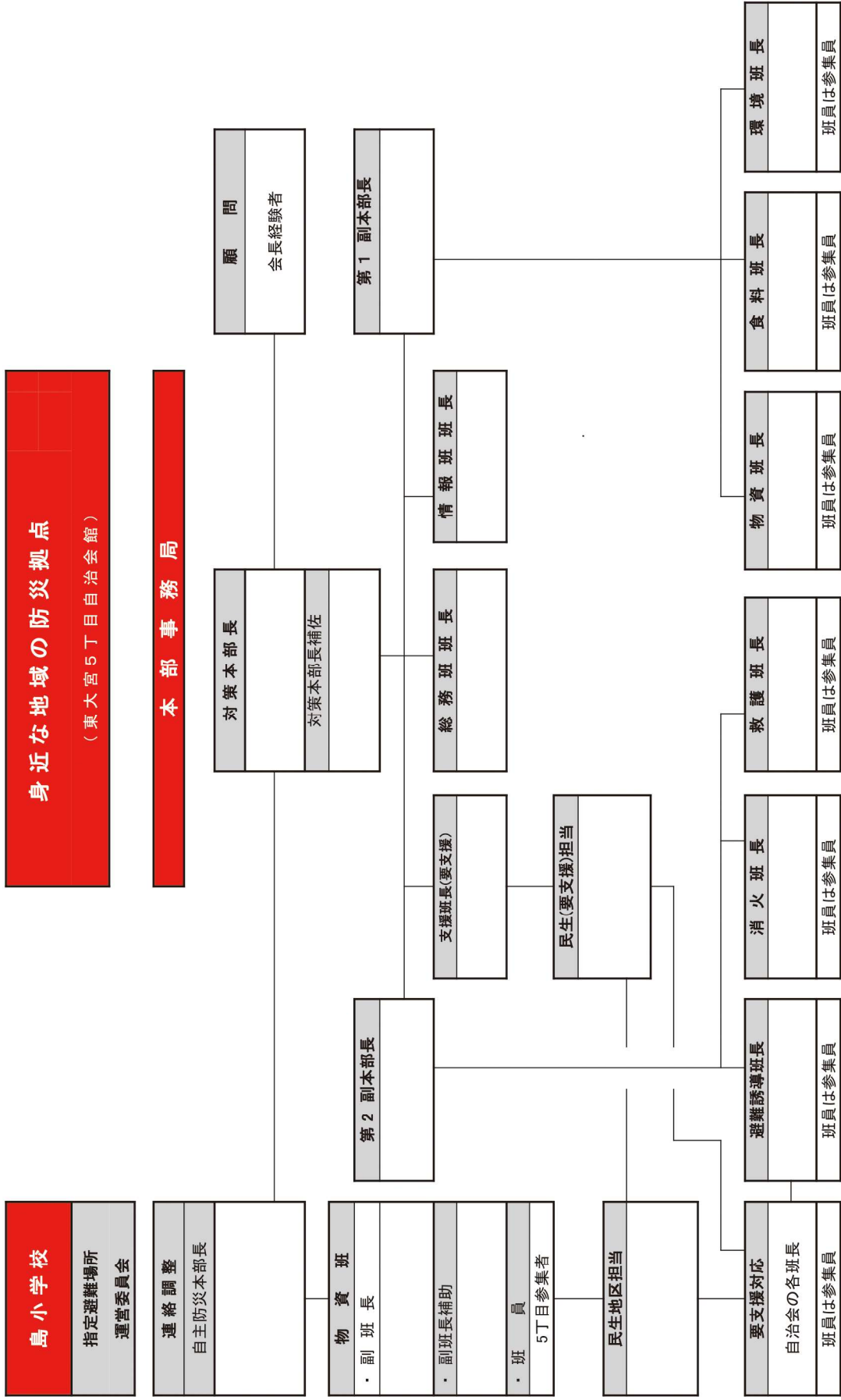
### (2) 啓発活動

- ① 各家庭の防災に対する建物補強及び被災時の非常食や非常袋の備えの啓蒙
- ② 防災備品・救援・救助資材の充実確保と整備点検・機材取扱の習熟
- ③ 災害時の避難・救助を想定し、平素から地域実態の把握
- ④ 低から身近な広場や避難路の周知徹底と点検
- ⑤ 災害発生時の家族との連絡・確認方法の習熟
- ⑥ 防災計画のマニュアル常設と、防災訓練への積極参加
- ⑦ 行政による各種防災講習受講による人材育成
- ⑧ 防災関係者・体験者等招請した防災意識高揚講和の開催
- ⑨ 班内要支援者の把握と安否確認方法について、防災訓練で体験し理解する。

# 1 地区防災拠点設置図



# 震災時組織体制図





# 各責任者の役割任務分掌

## 自主防災本部長

自治会長をもって充てる。身近な防災拠点の開設を見届け、補助員とともに指定避難場所(島小)運営委員会に参加し、運営リーダーの補佐及び身近な防災拠点の連携により現状を把握して全体を統括する

## 対策本部長

災害実態把握。防災拠点全般の統括と指揮

指定避難場所・行政機関等他の対策本部との情報交換と連携・要員補充

各副本部長・活動班長との連携と情報の共有

## 対策本部長補佐

対策本部長補佐、各活動班連絡調整と連携

対策本部事務局の各班と分掌	総務班	本部長の補佐
		各部署の状況把握・取りまとめと指示・伝達
		避難者名簿の作成・整理、現状把握、
		拠点生活ルールの作成、管理
	情報班	ボランティア受入
		本部長の補佐
		防災関連機関避難所との情報連絡
	支援班 (要支援)	情報収集、各部署への伝達、問合せ対応、
		本部長の補佐
	要支援者等	民生担当
		事務局（支援班）及び指定避難所において、要支援者対応
		※ 支援者は、該当班の班長及び対策本部長が指名した参集員
		※ 支援者は、把握中の要支援者の安否確認と救援救護の要請をする。 要請は、安否等の確認した状況を民生担当並びに支援班長に直接報告する。
		※ 支援者は、自身と家族の安全を優先し、要支援者の安否を確認したら必要に応じて救助や救援要請を行う。
班長等	※ 安否確認は、自らの危険を顧みず要支援者の救助を優先するものではありません。	
第1副本部長	対策本部長の補佐・担当班の統括と指揮	
	避難所の開設、トイレの設置、現状把握、	
	関係方面との連携、ボランティアの運用、防犯対策	
	ゴミ管理、ペット問題	
	物資班長	必要物資の把握、物資の要請と受入、配布、管理
食料班長	食料の受入れ、配布、管理、炊出し、給水補助	
環境班長	トイレの衛生管理、	
	ゴミ管理と、清掃計画	
第2副本部長	対策本部長との情報の共有と連携	
	防災資機材の貸出と管理、医療機関の把握と連携、	
	現場との連携による要員の要請	
救護班長	負傷者の一次応急救護 医療機関との連携	
消火班長	初期消火活動 管内巡回による被害実態の把握と報告	
避難誘導班長	要支援者及び一般避難者の誘導、救出・救助 危険箇所の確認	

# 災害発生時各拠点運営編成と役員等連絡先

※毎年更新 この名簿は新年度に役員委配布します		防災本部長	
<b>さいたま市指定避難所（島小学校）</b>		<b>身近な地域の防災対策本部（自治会館）</b>	
<b>避難所市担当職員</b>		<b>避難場所運営委員会の体制</b>	
班 長		運営リーダー	◎ 対策本部長 (事務局)
副班員		運営副リーダー	対策本部長補佐
班 員		総務班長	○ 第一副本部長
班 員		総務副班長	○ 第二副本部長
兼務班員		情報班長	総 務 班 長
<b>施設(学校)管理者</b>		情報副班長	支 援 班 長
校 長		救護班長	情 報 班 長
教 頭		救護副班長	物 資 班 長
教 諭		食料班長	食 料 班 長
教 諭		食料副班長	救 護 班 長
		食料副班長	消 火 班 長
		食料副班長	避難誘導班長
		食料副班長	環 境 班 長
		環境班長	要支援民生担当
		環境副班長	
		物資班班長	
		物資副班長	
		物資班補助	
		民生担当	

## 5 災害時・平常時の役割

地区対策本部 及び各班	活 動 内 容	
	災 害 時	平 常 時
地区対策本部	地区の情報把握/活動方針の決定/ 避難場所（島小学校）との連携	自治会活動と防災活動（防災訓練等） の方針づくり
総 務 班	本部各班との連絡調整	年間活動計画の推進/自治会の総務
情 報 班	地区の情報集約発信/避難所との情報伝 達/市の情報の伝達	防災知識の普及啓発活動
支 援 班	本部長の補佐 民生担当者との連携 要配慮者の救護対応	要配慮者の把握と支援体制づくり/ 避難行動要配慮者の個別支援プラン 策定
救 護 班	被災者の一時応急救護 医療機関との連携	救護知識と訓練実施
消 火 班	初期消火活動/消防車の誘導/防犯を兼 ねた安全パトロールの実施	消火訓練等実施
避 難 誘 導 班	地区内の避難誘導救助活動 要配慮者の誘導救護	危険場所等の点検把握 要配慮住民状況把握
物 資 班	救援物資の受入、配布	防災備品の点検・管理
食 料 班	炊き出し/食糧/水の配布	行事の炊き出し
環 境 班	トイレ、ゴミの衛生管理	トイレ、ゴミ集積所の点検



### Ⅲ 大地震時の活動【行動編】

#### 1 大地震時の活動フローチャート

- ・ 発生直後（自助・共助）
- ・ 地区対策本部開設（身近な地域の防災拠点）

■ 各家庭の活動：自身の安全確保、火の始末

■ 各役員、各班員の活動：近隣の安否確認、救出救護、初期消火

■ 対策本部：各班設置、地区情報の集約、情報連絡

対策本部の活動開始

■ 対策本部の活動：活動全体の把握、指示

■ 総務班の活動：本部各班との連絡・調整

■ 情報班の活動：情報把握、連絡

■ 救護班の活動：負傷者、要配慮者対応

■ 消火班の活動：地区内の火災の初期消火活動と安全点検、

■ 避難誘導班の活動：救護が必要な要配慮住民の支援

■ 物資班の活動：備蓄品、救援物資の管理、配布

■ 食糧班の活動：炊き出し、水の配布

■ 環境班の活動：トイレ、ゴミ等の衛生管理

■ 支援班の活動：各班の連携による要支援者の把握と対応

対策本部の縮小等

■ 対策本部の活動の縮小。廃止・平常時の体制に移行

# 大地震時の活動フローチャート

平成30. 4. 1

※さいたま市は、震度5強以上で指定避難所を開設します。

避難所担当職員は、震度5弱で避難所開設準備のため参集します。



※その場で、揺れが治まるまで安全を確保

屋外退避

※ 自宅・周囲の被害状況確認

○ 建物の倒壊等      ○ 火災の発生

近場の広場・駐車場

近場の避難所へ

● 指定避難場所  
島小学校グラウンド

● 一次避難場所  
東大宮中央公園グラウンド

指定避難場所の開設  
島小学校体育館

身近な地域の防災拠点の開設  
(東大宮5丁目自治会館)

- ・避難場所担当職員
- ・避難場所運営委員
- ・参集した補助員・避難民
- ・ボランティア

- 会館北側の安全な場所に参集者整列
- ・避難場所の被害破損状況確認
  - ・電話インターネット等の通信手段
  - ・避難参集者による暫定的運営役割分担
  - ・事務局の設置・マニュアル配布
  - ・防災備品・所在確認
  - ・テントの搬出と中庭への設置
  - ・負傷者の応急救護
  - ※要配慮者の安否対応(班長～地区長)
  - ・避難者の受付(名簿作成)
  - ・各般の任務マニュアルの推進

- ※ 避難者の収容・部屋割り
- ※ 要支援者の救出
- ※ 避難勧告・指示
- ※ 各担当班の任務の遂行
- ※ 各避難所との連携
- ※ 関係機関との連携

- ※ 地震発生直後は、落ち着いて火元の確認と電気・ガスの切断
- ※ 一旦屋内を出て、道路や広場へ
- ※ 家族の安否確認と連携
- ※ 避難所へ参集、水・食料等非常持出を各自が持つて
- ※ 要支援者の安否確認と救援救助  
(各班長が確認～地区長へ連絡)  
(各班長が確認～地区長へ連絡)

※身近な地域の防災拠点の開設は、自治会会員・住民で開設します。  
※自治会長・役員は、初期の役務を指示した後は、指定避難場所へ移動して避難

- ※ 鍵は、自治会役員数名所持
- ※ 初期消火(住民・消火班)
- ※ 指定役員が参集次第、暫定役員と交代して役務を遂行する
- ※ マニュアルは、応急対応の目安でありその時の状況判断を優先する

運営委員会によって必要な期間は、避難

広域避難場所への避難  
(七里総合公園)(洪水時は、不可)



火災の鎮火

自宅生活が可能の場合  
自宅に帰宅

二次避難所  
(コミュニティセンター、文化施設等)

医療救護所  
(各区役所 他)

福祉避難所の開設  
(福祉施設等)

# IV 発災期の活動

## 1 家庭の活動

チェック	自分と家族の身の安全の確保
------	---------------

※机、テーブルの下や安全な場所に身を隠し、揺れが治まるのを待ちます。  
 ※赤族に声をかけ、安否を確認します。

チェック	火元の確認、火災の初期消火
------	---------------

※ 揺れがおさまったら、火元を確認します。  
 → 電気ブレーカーを切る。  
 → ガス、水道の元栓を閉める。  
 ※ 火災が発生した場合は、大声で「火事だ！！」と叫び、周囲に知らせます。  
 ※ 消火器、水バケツ等で消火します。  
 ※ 炎が背の高さを超えるようなら、避難します。

チェック	安全確認後、建物隣近所の状況把握
------	------------------

※ 建物の壁、屋根、柱などの破損を調べます。  
 ※ 隣近所に声かけ、安否を確認します。  
 ※ 要配慮者、負傷者を安全な場所に誘導します。

### 【日頃の備え】

- 家具などの転倒防止
- 窓ガラスの破損防止
- スリッパ、運動靴、ヘルメットなどの準備
- 浴槽などに水の溜め置き  
チェックリスト (15P)

- 住宅用火災報知器の設置
- 消火器、水バケツの設置
- ブレーカー、水道、ガスの元栓位置確認
- 風呂水等の溜め置き

- 建物の耐震性の確保  
チェックリスト (15P)

### ■ 我が家の設備点検：設備のある場所を記入しておく。

設 備	部屋・場所	設 備	部屋・場所
火災報知器		ブレーカー	
消 火 器		ガス元栓	
水道元栓			



# 大きな地震が発生したとき、 どのように行動すれば？

## 地震発生時の行動パターン

大きな地震が発生したとき、冷静に対応するのは難しいものです。しかし、一瞬の判断が生死を分けることもあります。いざというときあわてないために、適切な行動パターンを覚えておきましょう。

### 緊急地震速報

- 震度5弱以上が予測される場合、テレビやラジオ、携帯電話などから緊急地震速報が発表されます。
- 速報発表から揺れが来るまでの時間は、数秒から数十秒くらいです。

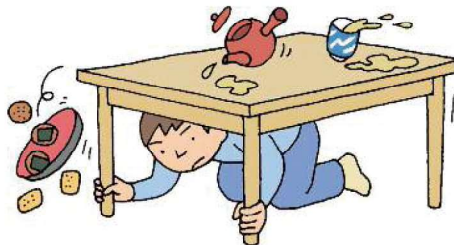
さいたま市において震度5弱以上の揺れが予測され、地震の到達まで一定時間の猶予がある場合のみ、Jアラート(全国瞬時警報システム)を通じ、防災行政無線から自動的に放送を行います。

### 地震発生

1~2分

- まず自分の身を守る  
机の下に隠れるなど、まずは身を守ることを第一に。
- あわてずに火の始末  
揺れが激しいときは無理をせず、大きな揺れがおさまってから火の始末をする。
- ドアや窓を開けて逃げ道を確保する

- 火元を確認し、出火していたら初期消火
- 家族の安全を確認
- 非常持出品を用意する
- 靴をはく  
ガラスの破片などから足を守るため。  
土砂災害などの危険がある地域では早めに避難する。



## 地震が発生したとき<屋内>にいたら？

### ■デパート・スーパーマーケットにいたら

- 商品の落下やショーケースの転倒、ガラスの破片に注意する。柱や壁際に身を寄せ、手荷物で頭を守る。
- あわてて出口に殺到するとパニック状態になることもあり危険。店員の指示に従って行動する。



### ■エレベーターにいたら

- エレベーターが自動で停止しない場合は、すべての階のボタンを押し、停止した階で外に出る。
- 閉じ込められた場合は、非常ボタンやインターホンで外部と連絡をとり、救出を待つ。天井などから無理に脱出しない。



### ■地下街にいたら

- 大きな柱や壁に身を寄せ、揺れがおさまるのを待つ。
- 地下街には約60メートルおきに出口があるので、落ち着いて行動する。
- 火災が発生したら、ハンカチなどで鼻と口を覆い避難する。





## 3分

### ●隣近所の安否を確認

特に一人暮らしの高齢者など要配慮者がいる家には積極的に声をかけて安否を確認する。

### ●余震に注意

大きい揺れがおさまった後に、さらに揺れが起こることが多いので要注意。

## 5～10分

### ●テレビ・ラジオなどで正しい情報を確認

### ●子どもを迎えに行く(学校のルールに従う)

自宅を離れるときは、行き先を書いたメモを残す。

### ●さらに出火防止を

ガスの元栓を閉め、電気のブレーカーを切る。

## 10分～数時間

### ●消火・救出活動

近隣住民と協力して消火や救出活動をする。

### ●こまめにテレビ・ラジオなどで正しい情報を確認

### ●家屋倒壊などのおそれがあれば避難する

## ～3日ぐらい

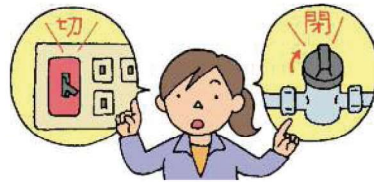
### ●生活必需品は自己備蓄でまかなう

### ●地域の災害情報・被害情報の収集

地域の広報に注意する。

### ●引き続き余震に注意

避難所に避難した場合は、お互い助け合う。



## 地震が発生したとき<屋外>にいたら?

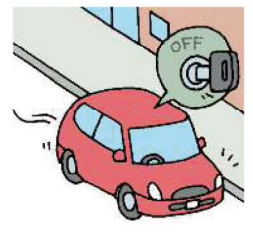
### ■路上にいたら

- 手荷物などで頭を守り、広場などへ移動する。
- 繁華街ではガラスや看板などの落下物に注意する。また住宅街ではブロック塀や門柱から離れる。自動販売機の転倒にも注意。



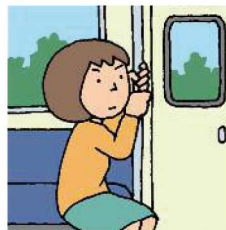
### ■車にいたら(運転中だったら)

- 徐々にスピードを落とし、道路の左側に停止してエンジンを切る。
- 揺れがおさまるまでは車外に出ず、カーラジオなどで情報を確認する。
- 車を離れるときは、キーをつけたままで、ドアのロックもしない。



### ■電車やバスに乗っていたら

- 停車の衝撃に備え、つり革や手すり にしっかりとつかまる。
- 網棚からの荷物の落下に備え、手荷物で頭を保護する。
- 勝手に車両から降りず、乗務員の指示に従う。



### ■がけ付近・海岸にいたら

- がけ付近にいたら、崩れる危険性のある場所からすぐに離れる。
- 海岸にいたら、直ちに高台や近隣の高い建物、指定の避難所へ逃げる。





# 災害時に家族などの安否を確認する方法は？

情報伝達

## 災害時に役立つ連絡方法

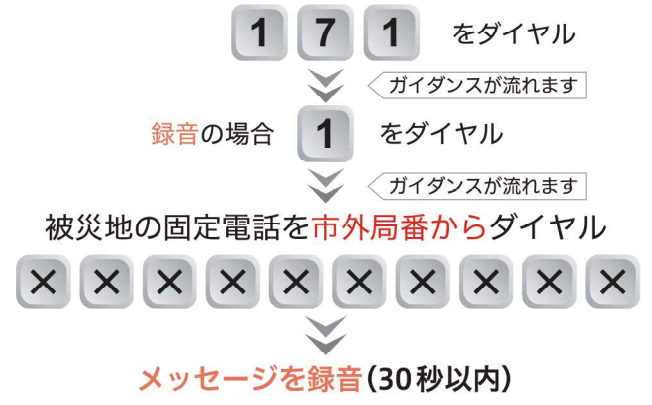
大きな災害が起きたときに、最も心配になるのは家族など近親者の安否です。しかし、これまでの災害でも通信回線がつながりにくくなり、安否確認に手間取るケースが多くありました。

こうした事態に対応するため各電話・通信会社では、災害時にお互いの安否情報を伝える手段として「災害用伝言サービス」などを提供しています。できるだけ複数の通信手段を使って、連絡が取れる確率を少しでも高めるようにしましょう。

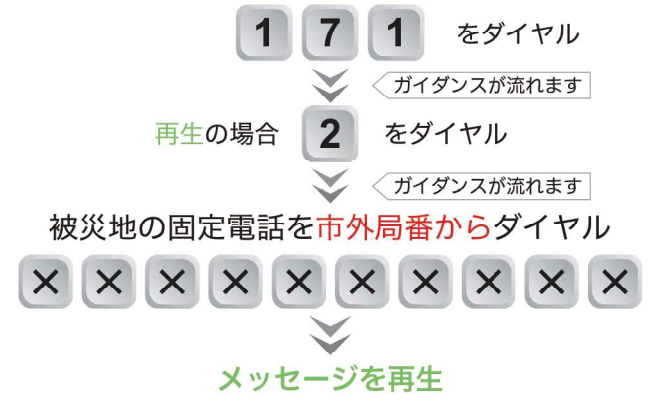


## 災害用伝言ダイヤル「171」の利用方法

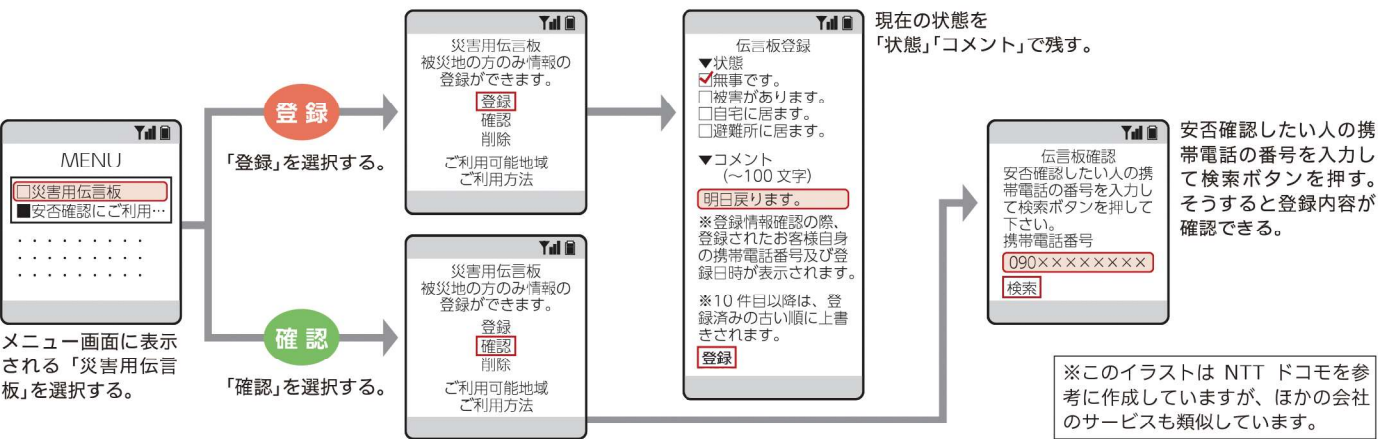
### 伝言(音声)を録音する



### 伝言(音声)を再生する



## 携帯電話の「災害用伝言板」の利用方法



## その他の連絡方法

### 携帯電話やパソコンの「Eメール」

電話での通話はできない状態でも、携帯電話やパソコンを使ったEメールは、時間はかかりますが、比較的届きやすいといわれています。

### ソーシャルメディア

不正確な情報を発信してしまうと、混乱を招くこともありますので注意しましょう。

### 公衆電話

災害時の公衆電話は、一般回線よりもつながりやすくなっています。また、被災地の公衆電話は無料で使えます(国際電話は使えません)。

### (3) 各班の活動

#### 【日頃の備え】

チェック	初期消火の協力
------	---------

- ※ 協力して、発生した火災の消火を行います。
- ※ 消火が困難な場合は、直ちに事務局に連絡し、応援要請をします。

- 隣近所のあいさつで、顔見知り
- 要配慮者の把握と支援

チェック	班の住民の安否を確認
------	------------

- ※ 班長は、班住民の安否を確認します。
- ※ 建物に閉じ込められた住民を救助します。
- ※ 要配慮者の安否確認は、班長及び指定役員が確認します。必要あれば支援、負傷者の手当てを行います。

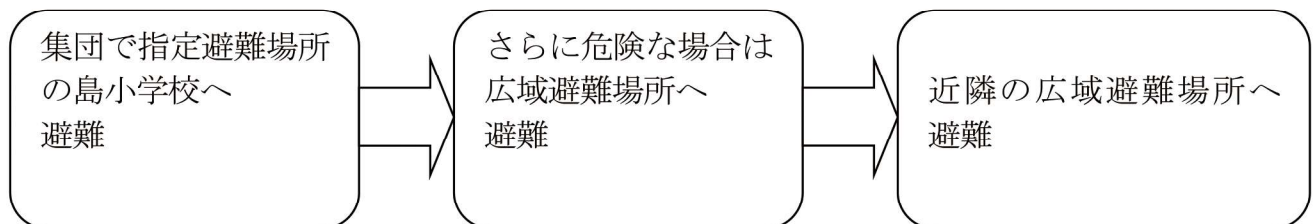
チェック	班の活動体制作り
------	----------

- ※ 最初に事務局、総務班、情報班を編成します。
- ※ 事務局、総務班は、次に各班編成を行います。
- ※ 情報班は、住民の安否確認と情報収集

チェック	安否情報を地区対策本部に連絡
------	----------------

- ※ 参集員、避難住民は、住民の安否並びに町の日が状況を事務局に報告する。

火災が発生し、延焼の恐れがある場合





#### (4) 地区対策本部（身近な地域の防災拠点）の活動

#### 【事前の備え】

- 自治会館の確認
- 災害時本部事務局配置検討

チェック	本部事務局の活動体制づくり
	<ul style="list-style-type: none"> <li>※ 自主防災組織役員は、自治会館に参集します。</li> <li>※ 参集した役員、避難者全員で本部事務局を開設します。</li> </ul>
チェック	総務班：本部各班との連絡調整
	<ul style="list-style-type: none"> <li>※ 本部長の補佐して本部運営をします。</li> <li>※ 各班との連絡調整を行います。</li> </ul>
チェック	情報班：情報収集と伝達の連携
	<ul style="list-style-type: none"> <li>※ 災害情報の収集・伝達、広報活動を行います。</li> <li>※ 指定避難所との情報連絡を行います。</li> </ul>
チェック	支援班：本部各班との連絡調整
	<ul style="list-style-type: none"> <li>※ 要配慮者の安否確認把握、誘導救援を手配。</li> <li>※ 救護・避難誘導班との連携を調整とまとめ</li> </ul>
チェック	救護班：救護が必要な住民の支援
	<ul style="list-style-type: none"> <li>※ 負傷者の救護、医療機関との連携を行います。</li> <li>※ 要配慮者の救護等を行います。</li> </ul>
チェック	避難誘導班：住民の非難誘導
	<ul style="list-style-type: none"> <li>※ 人員の確認、住民の避難誘導を行います。</li> <li>※ 要配慮者の救援支援を行います。</li> </ul>
チェック	消火班：住民の消火活動の応援
	<ul style="list-style-type: none"> <li>※ 消火応援の要請など住民の消火作業の応援を行います。</li> </ul>
チェック	物資班：防災備品の活用、管理
	<ul style="list-style-type: none"> <li>※ 防災備品の活用、管理を行います。</li> <li>※ 救援物資等の調達、配布を行います。</li> </ul>
チェック	食糧班：食糧、飲料水の調達、配分
	<ul style="list-style-type: none"> <li>※ 備蓄及び調達食糧、飲料水等の配分を行います。</li> </ul>
チェック	環境班：トイレ、ゴミ等の衛生管理
	<ul style="list-style-type: none"> <li>※ ゴミの集積場所の、衛生指導管理を行います。</li> <li>※ 仮設トイレの設置、衛生管理を行います。</li> <li>※ ペットの指定場所の整備、管理を行います。</li> </ul>

## (5) 要支援者避難誘導活動の流れ

### 1 災害時の行動

- ↓
- ° 地震発生(震度5強以上) ～ 避難勧告発令
  - ・ 身の安全確認 ～ 各人が身の安全確保と同居者・家族の安否確認
  - ・ 避難 ～ 近隣指定場所・一時集合場所等避難場所までの避難

### 2 要支援者の安否確認

#### (1) 要支援者(東大宮5丁目管内居住)

#### (2) 安否確認実施の支援者

##### ① 自治会員の要支援者確認は

各班長が、班員の要支援者について、班内居住者の安否確認に優先して実施

##### ② 自治会会員以外の要支援者確認は

参集した自治会役員等から本部長が担当を指名、要支援者の安否確認を実施

### 3 安否確認実施による被害状況と判断・対応(搬送等)

#### (1) 要支援者の居宅被害状況

##### ① 要支援者が無事な場合

ア 被害無し、又は生活できる程度の被害

○ 近隣で火災の発生が無い ～ そのまま自宅にいる

ライフラインOK

ライフライン寸断

対策本部に報告し、在宅支援に引き継ぐ

○ 近隣で火災が発生

○ 延焼の可能性が有る

避難所へ避難誘導の要員要請・誘導

イ 生活できない程度の被害あり

##### ② 重症(骨折、東部打撲で意識なし等)を負っている場合

ア 災害対策本部へ速報

イ 応急措置可能なものは実施

緊急搬送を待つ、対応が見つからない場合は、近隣の協力を呼びかけ近くの病院、応急救護所が開設されている防災拠点に搬送

##### ③ 病院などで治療後、入院を要しない場合

被害なし、又は生活できる程度の被害と同じ

生活できない程度の被害ありと同じ

#### (2) 要支援者の搬送

- ↓
- ・ 要支援者の状況により資機材を確認して搬送  
必ずしも準備した資機材が使用できるとは限らない、応用も必要
  - ・ 避難者名簿へ避難要支援者名簿記載者の情報等を引き継ぎ
  - ・ 居住スペースへ誘導生活支援を行う

## 2 各種避難所への避難

### (1) 指定避難場所への避難

指定避難場所は、地震や洪水などで危険が切迫した状況において、近隣住民などが緊急に避難する際の避難先として指定された場所です。

震災発生時は、可能な範囲で書き・電源を切り机の下や安全な場所に身を置き揺れの収まりを待ち最初の揺れが収まったら、取り敢えず直近の駐車場・農地などに避難し、その後の揺れや被害状況などを考慮し、避難用品を所持して一番近い指定避難場所に避難して下さい。指定避難場所は

- ① 島小学校・校庭
- ② 東大宮中央公園 ・ 身近な地域の防災拠点（自治会館）

### (2) 広域避難場所への避難

広域避難場所とは、火災が延焼拡大して地域全体が危険になった時に避難する場所です。火災が治まるまでの間、一時的に避難します。地震の際には、地域内の指定緊急避難場所(島小学校や自治会館等)の周辺が延焼火災によって危険な場合に備え、広域避難場所を特定し、避難ルートを検討しておきます。ただし広域避難場所が火災現場の風下になる場合には、その時の状況により他の安全地帯へ避難します。その場所は、

- 七里総合公園【この避難場所は、洪水時以外の避難場所】

### (3) 避難ルートについて(次頁以降)

- ① 避場所マップ(東大宮を中心とした近隣全般の各種避難場所表記)
- ② 管内避難路マップ(管内避難路・危険個所等表記)
  - ・ 指定避難場所(島小学校・東大宮5丁目自治会館等)
  - ・ 近隣空き地(駐車場・農地)
  - ・ 高層住宅(5階建以上のマンションなど)
  - ・ 管内危険個所(170cm以上のブロック塀・トタン塀・看板)



# 管内ブロック塀等設置箇所と避難路

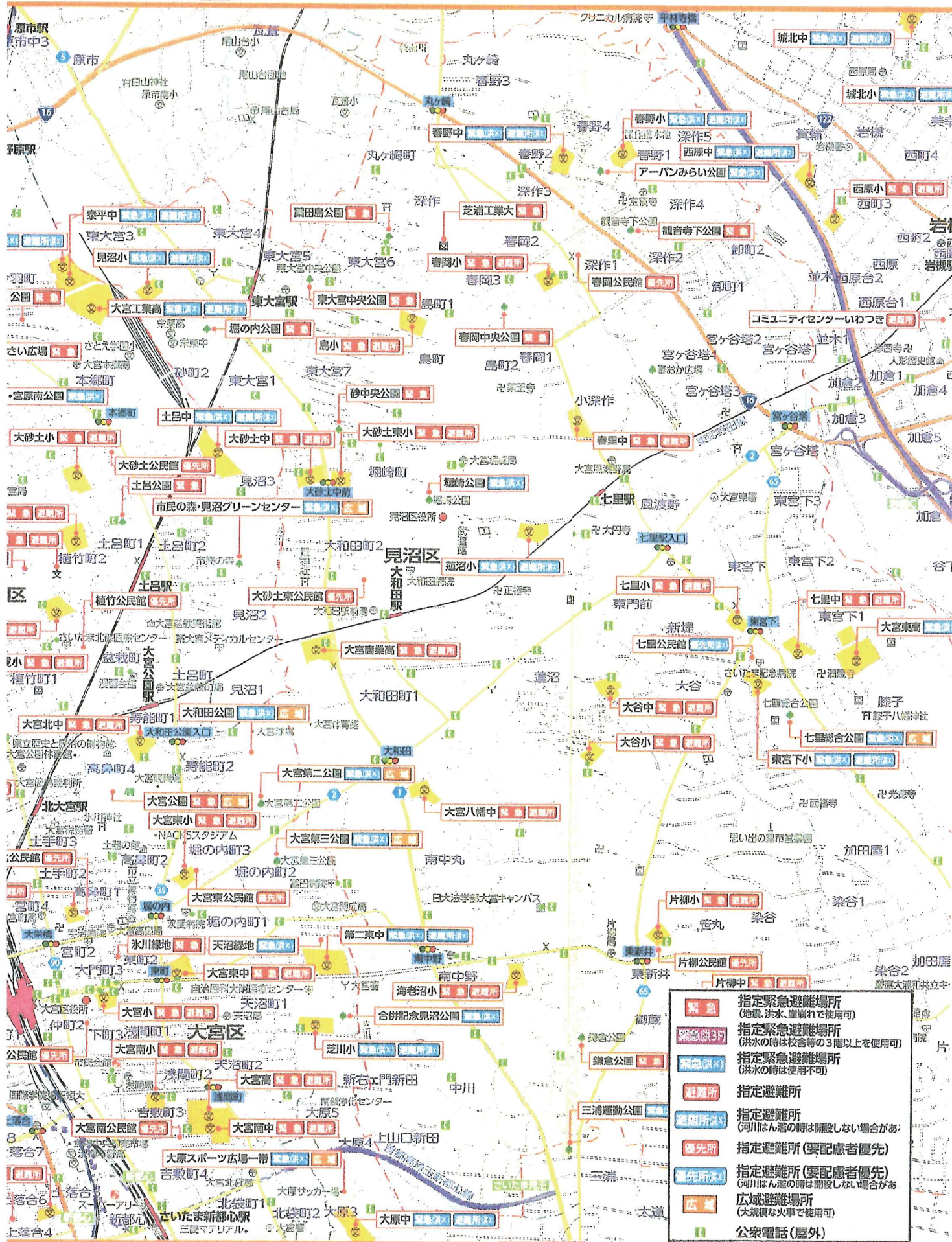


No.	番地	高さ	長さ	
1	56	190	8m	※トタン
2	56	190	17m	
3	58	180	16m	
4	47	200	15m	※トタン
5	45	180	37m	
6	45	200	42m	
7	41	200	10m	
8	39	170	10m	
9	36	※	※	※看板
10	34	185	112m	
11	33	200	27m	
12	33	170	35m	
13	32	200	3m	
14	28	190	60m	
15	23	190	65m	
16	24	170	40m	※トタン
17	25	165	20m	
18	20	200	96m	
19	15	175	31m	
20	16	175	45m	

- 凡例
- は、五階建以上の住宅
  - P は、駐車場
  - は、農地等
  - は、ブロック塀
  - は、高さ170cm以上のブロック塀・トタン板



# 避難所マップ



<b>緊急</b>	指定緊急避難場所 (地震、洪水、崖崩れで使用可)
<b>緊急(3F)</b>	指定緊急避難場所 (洪水の際は校舎等の3階以上を使用可)
<b>緊急(2F)</b>	指定緊急避難場所 (洪水の際は使用不可)
<b>避難所</b>	指定避難所
<b>避難所*</b>	指定避難所 (河川はん濫の際は開設しない場合がある)
<b>優先所</b>	指定避難所(要配慮者優先)
<b>優先所*</b>	指定避難所(要配慮者優先) (河川はん濫の際は開設しない場合がある)
<b>広域</b>	広域避難場所 (大規模な火事で使用可)
<b>☎</b>	公衆電話(屋外)



### 3 指定避難場所（島小）の開設

#### (1) 指定避難場所開設（避難場所運営委員会担当職員・各自主防災組織補助員）

さいたま市の避難所担当職員が行います。しかしながら災害時には避難所担当職員が参集出来ない場合が考えられるますので、希望する自主防災組織には予め防災倉庫の鍵の貸出を行っております。総裁倉庫の中には、体育館などの鍵が保管されていますので、担当職員が不在の場合には、地域住民による避難所の解説が必要となる場合があります。

#### (2) 指定避難場所運営委員等

運営委員等の役員は、市の避難場所職員、施設管理者の他、各自治会から申告された役員で構成され、毎年開催される避難場所運営委員会で改選される。

#### (3) 運営委員・役員について

本計画で推進される身近な地域の防災拠点並びに、避難場所運営委員会、及び運営委員については、自らが避難者となった場合や、自身や家族の安全が確保された場合に限り、避難場所運営の協力者として活動していただくものとかがえております。したがって、運営委員の参集は義務ではなく、自身や家族の安否が確保された上での協力となります。よって、運営委員が避難されていない場合には、避難者同士で役割分担することが必要不可欠となります。その時のための参考指針（マニュアル）です。日頃から防災訓練や避難場所運営訓練などでイメージを掴んでおく必要があります。

開設は集った運営委員で開設初期の暫定的な役割分担をします。

運営委員が不在の場合には、避難者の中から協力者を集めます。

- ① 施設安全点検担当～難所担当職員、施錠の解除者、施設管理者
- ② 避難者名簿の配布担当～避難者名簿は、防災倉庫に保管されています。
- ③ 部屋割り担当～要配慮者、傷病人に配慮した部屋割りを行います。
- ④ 市との連絡担当～さいたま市避難場所担当職員
- ⑤ 全体統括担当～避難場所担当職員の班長、運営委員、自治会役員等

## (1) 資機材の搬入

避難生活が長期化する場合には、避難場所運営委員会を構成する各自主防災組が釜やコンロ照明器具等を持ち寄って、避難生活を補う必要があります。「さいたま市自主防災組織育成助成金制度」を活用し、平常時の自治会活動、災害時の自主防災組織活動、避難生活期の支援活動等に備える心がけが必要である。

## (2) 関係防災組織等との連携

- ・管内各マンション自主防災組織との情報交換と連携による実態把握と対応協力
- ・平時に各マンション自主防災組織と合同防災訓練の推進

## 4 被災生活期の活動

- 島小学校の避難所運営委員会と連携して活動します。東大宮5丁目の担当は物資班の副班長を担っております。身近な地域の防災拠点は、島小学校のサブ拠点として情報連絡・物資配布などの作業を連携して行い両避難所を補完する施設として利用検討を行う。
- 体制については、必要によりその時点で増強又は縮小を検討する。  
既存の地区対策本部の班についても再検討して別紙の活動を行う。

## V 復旧期の活動

- ・ライフライン（電気、ガス、水道等）の復旧の状況により
  - \* 情報班は、避難所の情報把握と、居住者への情報提供を継続する。
  - \* 物資班、食料班は、物資、食糧等が必要な住民がなくなった段階で活動停止を対策本部に連絡します。
  - \* 支援班・救護班・消火班は、活動の推進状況を対策本部に連絡する。
  - \* 環境班は、仮設トイレ・ごみ集積場所も撤去し通常の場合に移行します。
  - \* 事務局・総務班は、避難所運営委員会と調整し、本部長の判断で対策本部を廃止し、平常体制に移行する。

## VI 日頃の備え

### 1 家庭の備え





# 大きな揺れに備えた家の中や周囲の安全対策は？

## 家の中や周囲の安全対策

家の中には意外に危険なものがたくさんあります。地震のときに室内の家具が倒れ、いざ避難しようとしたときに家具が出口をふさぎ、食器棚のガラスは割れ、茶器類が散乱するので、日ごろから家具を固定するなどの安全対策が必要です。また、家の周囲にも災害が発生すると危険なところがたくさんあります。日ごろから気にかけて、危険箇所の点検と改善を心がけましょう。

### ■ 家の中の安全対策のポイント

**● 食器棚**  
扉が開かないよう金具をつけ、中の食器が飛び出すのを防ぐ。

**● 照明器具**  
1本のコードでつるすタイプのは、鎖と金具で3か所以上留める。蛍光灯は蛍光管の両端を耐熱テープで留めておく。直付けタイプがより安全。

**● 住宅用火災警報器**  
煙や熱を感知すると警報音で知らせてくれる。消防法改正により家庭でも設置が義務付けられた。

**● カーテン**  
防災加工されたものを使う。

**● 本棚・タンスなど**  
なるべく壁面に接近させておき、上部をL字型金具で固定するか、家具の下に板などをはさみ、壁面にもたれさせる。二段重ねの場合は、つなぎ目を金具で連結する。



**● 窓ガラス**  
飛散防止フィルムを屋内側にはる。

**● テレビ**  
できるだけ低い位置に置き、金具やロープ、装着マットなどで下面・柱・壁に固定する。

**● 暖房器具**  
ストーブなどの暖房器具は、対震自動消火装置のあるものかどうか確認する。

★そのほか、出入口や通路、寝室や子ども・高齢者・障害者がいる部屋には、なるべく家具や荷物を置かないことも大切です。

### 「感震ブレーカー」をご存じですか？

近年は大規模地震時に起きる火災の過半数が、電気器具や配線の損傷による電気火災といわれています。そこで電気火災を防ぐために、大きな揺れを感知して電気を遮断する「感震ブレーカー」が注目されています。一度検討してみましょう。

**簡易タイプ** おもりの落下やバネの作動によりブレーカーを操作、電気を遮断。

**コンセントタイプ** センサーが揺れを感知しコンセントの電気を遮断。

**分電盤タイプ** センサーが揺れを感知し、ブレーカーを落として電気を遮断。

### 家具固定サポーター登録制度

埼玉県では、県のホームページなどで家具類の固定に関する相談、見積りや施工を安心して依頼できる登録事業者の情報を紹介しておりますので、ご利用ください。

※なお、施工については有償になります。

**家具固定サポーター**

命を守る 自助の取組



## 家の周囲の安全対策のポイント

### ● 屋根

屋根瓦やアンテナが不安定になっていないか確認し、問題がある場合は補強する。

### ● ベランダ

整理整頓し、落下する危険がある植木鉢やエアコンの室外機は配置を換えるか固定する。

### ● プロパンガス

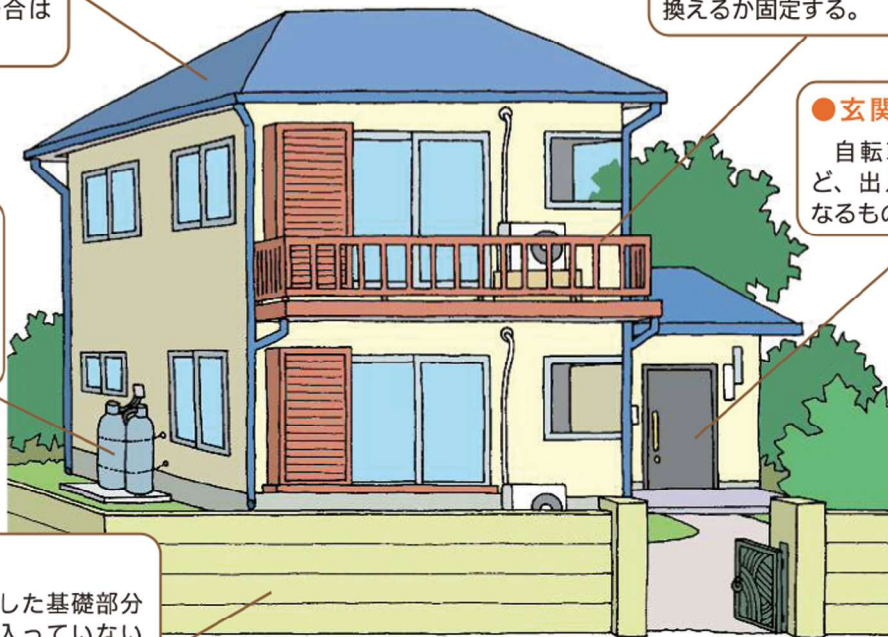
倒れないように、しっかりと土台の上に置き、鎖で壁面に固定しておく。

### ● 玄関まわり

自転車や植木鉢など、出入りの支障となるものは置かない。

### ● ブロック塀

土中にしっかりと基礎部分がないもの、鉄筋が入っていないものは補強する。ひび割れや傾き、鉄筋のさびがある場合は修理する。



## 高層マンションでの注意点

一般的に高層マンションは耐震性が高いといわれていますが、建物が高いために大きく揺れる弱点もあります。居住者はその特性を理解し、しっかり備えることが大切です。

### ■ 家具転倒防止策は万全に

高層階(おおむね11階以上)では、揺れが数分続くことがあります。大きくゆっくりとした揺れによって、家具類が倒れたり、ものが落ちたり、大きく動くおそれがあります。耐震金具を利用するなどして家具の転倒・落下防止策を実施しておきましょう。

### ■ 備蓄品は多めに準備する

大地震でエレベーターが停止してしまうと、物資を運ぶのが非常に困難です。日ごろから備蓄品を多めに用意しておきましょう。

### ■ さいたま市の『高層マンション 防災ガイドブック』

さいたま市では、高層マンションにおける地震発生時の対応や日ごろの対策、自主防災組織などを中心とした防災コミュニティづくりなどを示したガイドブックを配布しています。防災・減災対策にぜひご活用ください。



## 非常持出品チェックリスト

品名	点検日記入欄	品名	点検日記入欄
<input type="checkbox"/> 非常食		<input type="checkbox"/> ナイフ、缶切り、栓抜き	
<input type="checkbox"/> 飲料水		<input type="checkbox"/> ティッシュ(ウエットタイプも)	
<input type="checkbox"/> 携帯ラジオ(予備の電池)		<input type="checkbox"/> タオル	
<input type="checkbox"/> 懐中電灯(予備の電池・電球)		<input type="checkbox"/> ビニール袋	
<input type="checkbox"/> ヘルメット・防災ずきん		<input type="checkbox"/> 上着・下着	
<input type="checkbox"/> 救急医薬品		<input type="checkbox"/> 軍手	
<input type="checkbox"/> 常備薬(お薬手帳)		<input type="checkbox"/> シート	
<input type="checkbox"/> 貴重品(預貯金通帳、印鑑など)		<input type="checkbox"/> 携帯電話の予備バッテリー	
<input type="checkbox"/> 現金		<input type="checkbox"/> 生理用品	
<input type="checkbox"/> 健康保険証のコピー			
<input type="checkbox"/> 住民票のコピー			
<input type="checkbox"/> ろうそく・ランタン			
<input type="checkbox"/> ライター(マッチ)			

## 備蓄品チェックリスト

品名	点検日記入欄	品名	点検日記入欄
<input type="checkbox"/> 食糧品(缶詰、レトルト食品、ドライフーズなど)		<input type="checkbox"/> ラップ・アルミホイルなど	
<input type="checkbox"/> 食糧品(調味料、スープ、みそ汁など)		<input type="checkbox"/> ウエットティッシュ、トイレットペーパーなど	
<input type="checkbox"/> 食糧品(チョコレート、あめなど)		<input type="checkbox"/> マスク、使い捨てカイロなど	
<input type="checkbox"/> 水(一人あたり1日3リットル)		<input type="checkbox"/> 簡易トイレ	
<input type="checkbox"/> 燃料(卓上コンロ、固形燃料、予備のガスボンベなど)		<input type="checkbox"/> 予備のメガネ、補聴器など	
<input type="checkbox"/> 毛布、タオルケット、寝袋など		<input type="checkbox"/> 工具類(ロープ、バール、スコップなど)	
<input type="checkbox"/> 洗面用品			
<input type="checkbox"/> 鍋・やかん			
<input type="checkbox"/> 簡易食器(わりばし、紙皿、紙コップなど)			

## こんな用意もしておきましょう

### ■乳幼児のいる家庭

ミルク、ほ乳びん、離乳食、スプーン、おむつ、洗浄器、おぶいひも、バスタオルまたはベビー毛布、ガーゼなど

### ■妊婦のいる家庭

脱脂綿、ガーゼ、さらし、T字帯、洗浄器および新生児用品、ティッシュ、ビニール風呂敷、母子健康手帳など

### ■要介護者のいる家庭

着替え、おむつ、ティッシュ、障害者手帳、補助具の予備、常備薬、予備のメガネ、緊急時の連絡先表など

MEMO





MEMO

MEMO





発行:東大宮5丁目自治会  
初版2019年9月 700部